

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第2章第1項から第4項までの規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川荒川水系荒川左岸（埼玉県戸田市大字重瀬地先）で、別図「都市・地域再生等利用区域図（全体図）」に示す区域

2 指定年月日

令和8年4月28日

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 広場
- 2) 遊歩道
- 3) 広場と一体をなすオープンカフェ、キャンプ場
- 4) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（宿泊棟、シャワー棟、多目的棟、管理棟及び倉庫棟）

2 許可方針

- 1) 占有する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 許可を受けた者は、河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 許可を受けた者は、占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。
- 4) 許可を受けた者は、占有許可期間中に周辺住民、河川利用者等から占有の許可に関する

る苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

- 5) 許可を受けた者は、昼夜問わず、降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 6) 許可を受けた者は、使用契約を締結したうえで、この許可に係る土地又は占用施設を、公益財団法人戸田市水と緑の公社 理事長 田中庸介（以下「施設使用者」という。）に使用させることができるものとする。
- 7) 許可を受けた者は、施設使用者に土地又は占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8) 許可を受けた者は、施設使用者に土地又は占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 9) 許可を受けた者は、占用施設の利用者数や施設利用料の徴収・活用状況、経営状況が確認できる決算書等を取りまとめ、荒川上流河川事務所長（以下「所長」という。）に年1回以上報告すること。
- 10) 許可を受けた者は、第7項に基づく使用契約を締結したときは、その契約書の写しを所長に提出すること。使用契約を変更したときも、同様とする。
- 11) 許可を受けた者は、使用契約を締結するときは、土地又は占用施設の使用の具体的内容（使用する土地又は占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。使用契約を変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に従うこと。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 12) 許可を受けた者は、荒川貯水池の水質に影響を及ぼすことが無いよう、適切な措置を講じること。また、水質事故の発生の際における情報連絡体制を整備するとともに、必要がある場合には水質の改善に関して都市・地域再生等占用主体がとるべき措置を講じること。

第3 都市・地域再生等占用主体

戸田市